

# 「公益信託の見直しに関する中間試案」とナショナル・トラスト活動における公益信託の利用について

一般社団法人 Japan Heritage  
代表理事 澤田 悠紀  
理事 弁護士 武田 智行

## 0. はじめに

現在<sup>1</sup>、法務省法制審議会信託法部会（以下「法制審」という。）では、「公益信託ニ関スル法律」（以下「公益信託法」という。）の見直しの議論が行われており<sup>2</sup>、2017年12月12日に「公益信託法の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）<sup>3</sup>が取りまとめられた。

この「中間試案」で検討されている新たな公益信託法（以下「新公益信託法」という。）の目的は、「民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与すること」とされており<sup>4</sup>、ナショナル・トラスト活動<sup>5</sup>においても公益信託の一層の活用が期待されるところであると考えられる。

「中間試案」での検討は多岐にわたるものであるが、本稿では、ナショナル・トラスト活動との関連の点から特に重要であると考えられる、公益信託における信託事務、信託財産および受託者に関する論点を中心として、現行の公益信託制度およびこれに関連した「中間試案」での検討を概観し、ナショナル・トラスト活動における公益信託の利用についての検討を行いたい。

## 1. 現行の公益信託制度についての概観

### （1）公益信託の概要

公益信託は、信託法 258 条 1 項に規定される受益者の定めなき信託のうち（以下「目的信託」という。）<sup>6</sup>、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもので、主務官庁の許可を受けたものである<sup>7</sup>。公益信託では、公益的活動への支援を行いたいと考える者が委託者となり、その財産を受託者となる信託銀行等へ移転する。信託契約の効力は、主務官庁の許可により生じる<sup>8</sup>。主務官庁の許可により信託契約関係が成立した後は、受託者は、信託契約で定められる公益目的に従い、信託財産の管理・処分を行う。

### （2）「公益信託の引受け許可審査基準等について」における信託事務および信託財産に関する基準

公益信託法は、信託財産に対して特段の制限を付していない。しかし、主務官庁の許可判断に際して参照される「公益信託の引受け許可審査基準等について」<sup>9</sup>（以下「許可審査基準」という。）において、授益行為（信託事務）は、原

<sup>1</sup> 2018年1月時点。

<sup>2</sup> 法制審信託法部会での公益信託法見直しの議論については、同部会第31回会議（平成28年6月7日開催）以降の各回会議での議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001198828.pdf>）<http://www.moj.go.jp/content/001198828.pdf>、最終閲覧2017年12月28日）等を参照。

<sup>3</sup> 「公益信託法の見直しに関する中間試案」（<http://www.moj.go.jp/content/001244615.pdf>、最終閲覧2018年1月14日）。

<sup>4</sup> 「中間試案」1頁。

<sup>5</sup> 本稿において、ナショナル・トラスト活動とは、歴史的建造物保存等を目的とした市民活動のうち、特に社会的な保存価値のある歴史的建造物について、その所有者も保存を望むものの、主に保存に伴う事実的・経済的負担より、所有者自身ではこれが困難である場合に、認定NPO法人等が、その歴史的建造物を譲り受け、または所有者に代わって、その歴史的建造物の保存を行う活動類型を念頭に置いている。

<sup>6</sup> 受益者の定めなき信託は、平成18年12月改正された現行の信託法により創設されたものである。なお、「受益者の定めのない信託」と「目的信託」の関係について、「公益信託法の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下「中間試案補足説明」、<http://www.moj.go.jp/content/001244616.pdf>、最終閲覧2018年1月14日）は、現行法制の整理との適合性の観点から、両者は同義であるという理解または「受益者の定めのない信託」の中に公益信託とそれ以外の信託があり、公益信託以外の「受益者の定めのない信託」を「目的信託」と定義付ける理解を採用することが可能であると、新たな公益信託の規律の検討に当たっては、後者の理解を前提として、公益信託とそれ以外の「目的信託」それぞれの規律を比較するほうが分かりやすいと考えられるとして、後者の理解に沿うものとする。これに対して、本稿は、ナショナル・トラスト活動との関係において、「受益者の定めのない信託」の、受益者ではなく、信託目的を中心として信託法関係が形成される点に着目するものであり、この点について、公益信託と公益信託以外の「受益者の定めのない信託」は同様であることから、前者の理解に沿うものとする。

<sup>7</sup> 公益信託法1条参照。

<sup>8</sup> 公益信託法2条。

<sup>9</sup> 「公益信託の引受け許可審査基準等について」（平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定）。

則として、資金又は物品の給付であることとされている<sup>10</sup>。また、信託財産については、原則として、当初の信託財産の運用収益により、公益目的達成に必要な授益行為が遂行できる見込みであることとともに<sup>11</sup>、価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、当初の信託財産の中の相当部分を占めていないことが求められる<sup>12</sup>。こうした「許可審査基準」における要請により、行政実務上、信託事務（授益行為）は助成事務に、信託財産は金銭に限定されることとなっている<sup>13</sup>。

### （3）公益信託の税制上の取扱い

公益信託は、税制上、公益信託、特定公益信託および認定特定公益信託の3段階での取扱いがなされている。ここでは、特にナショナル・トラスト活動との関連が強いと考えられる、所得税法を中心とした個人に関する税制を概観したい<sup>14</sup>。

まず、公益信託は、信託財産につき生ずる所得は非課税とされている<sup>15</sup>。

次に、特定公益信託は、公益信託のうち、受託者が信託銀行等を含む信託会社であり<sup>16</sup>、受託者が信託財産として受け入れる資産が金銭であることや、信託財産の運用が、預金または貯金、国債や地方債等の方法に限られていること等の要件を満たすものであることについて主務大臣の証明を受けたものとされている<sup>17</sup>。認定公益信託に関する税制上の優遇措置として、公益信託の委託者が死亡した場合、相続税計算におけるその信託に関する権利の価額が零として取り扱われる<sup>18</sup>。

最後に、認定特定公益信託は、特定公益信託のうち、所得税法施行令の定める公益目的を有するもので、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたものとされる<sup>19</sup>。ここでの公益目的には、文化財保護法で定められる文化財の保存および活用に関する助成金の支給についての業務を行なうことも含まれている<sup>20</sup>。認定特定公益信託に関する税制上の優遇措置として、信託財産とするために支出した金銭は、特定寄附金とみなして所得控除を受けることができる<sup>21</sup>。また、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を、信託財産とするために支出した場合には、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないものとされている<sup>22</sup>。

### （4）小括

公益信託法は、それ自身では、信託事務および信託財産ならびに受託者について特段の限定を付してはいない。しかし、これまで概観したように、「許可審査基準」に基づく行政実務により、事実上、公益信託では、信託財産については金銭に、信託事務については助成事務にそれぞれ限定されている。また、寄附金控除を受けるための税制上の要件においても、信託財産として支出される財産は金銭であり、その運用方法は預金等であること、信託事務は助成事務である

<sup>10</sup> 「許可審査基準」2. 授益行為」イ参照。

<sup>11</sup> 「許可審査基準」4. 信託財産」ア本文参照。信託財産の取崩しを内容とする公益信託では、信託財産により、公益目的達成に必要な授益行為が存続期間を通じて遂行できる見込みがあることが求められる（同ただし書参照）。

<sup>12</sup> 「許可審査基準」4. 信託財産」イ参照。

<sup>13</sup> 現行制度において、公益信託の引受け当初の信託財産が原則として金銭に限定されている趣旨は、信託財産に価値が不安定な財産が入ることにより公益信託の継続的運営に支障が生ずることを防止することにあると考えられている（「中間試案補足説明」35頁参照）。

<sup>14</sup> 受託者が法人である場合に問題となる法人税法上の取扱いについては、各註を参照。

<sup>15</sup> 所得税法11条2項参照。なお、委託者が法人である場合には、公益信託は、法人課税信託から除かれている（法人税法2条29号の2参照）。

<sup>16</sup> 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律1条1項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む信託会社であることが求められている（所得税法施行令217条の2第1項参照。なお、委託者が法人である場合には、法人税法施行令77条の4第1項参照）。

<sup>17</sup> 所得税法施行令217条の2第1項および2項参照。なお、委託者が法人である場合には、法人税法施行令77条の4第1項および2項参照。

<sup>18</sup> 相続税法基本通達9の2-6参照。なお、委託者が法人である場合には、信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなして一般寄附金の範囲で損金算入が認められる（法人税法37条1項および6項参照）。

<sup>19</sup> 所得税法施行令217条の2第3項参照。なお、委託者が法人である場合には、法人税法施行令77条の4第3項参照。

<sup>20</sup> 所得税法施行令217条の2第3項6号参照。なお、委託者が法人である場合には、法人税法施行令77条の4第3項6項参照。

<sup>21</sup> 所得税法78条3項参照。なお、委託者が法人である場合には、一般寄附金とは別枠での損金算入が認められる（法人税法37条4項参照）。

<sup>22</sup> 租税特別措置法70条3項参照。

こと、受託者が信託銀行等の信託会社であることが求められている。こうした結果、現状での公益信託の利用は、信託銀行等を受託者とした、公益的活動を助成するための基金に事実上限定されている<sup>23</sup>。

## 2. 公益信託制度の見直しの方向性とナショナル・トラスト活動における公益信託の利用

「中間試案」では、民間における公益活動の促進の観点から、これまで許可制であった公益信託の成立を認可制に変更し、その認可基準において、金銭以外の信託財産および助成事務以外の信託事務を許容し、公益信託の対象を拡大し、例えば、歴史的建造物を信託財産とし、その保存を信託事務とする信託等をその範囲に含めることが検討されている<sup>24</sup>。すなわち、現状において、ナショナル・トラスト活動等の公益活動における公益信託の利用範囲が、基金としての間接的支援を目的としたものに事実上限定されているのに対し、「中間試案」では、これを公益活動そのものを目的とするものにも拡張することが検討されている。

前述のように、公益信託は、目的信託の一類型として整理することができるものであり、現在の信託制度においても、信託財産である歴史的建造物の保存等を信託事務とする目的信託は可能である。しかし、信託法上、公益信託以外の目的信託の存続期間 20 年に制限されている<sup>25</sup>。また、受託者になることができる者も、国・地方公共団体以外では、純資産額が 5,000 万円を超える法人であること等が求められている<sup>26</sup>。こうした公益信託以外の目的信託における存続期間や受託者要件は、歴史的建造物の永続的な保存等を目的とする市民活動としてのナショナル・トラスト活動には馴染まない側面を有するものであるといえる。

これに対して、公益信託には、こうした目的信託における存続期間の制限は適用されないとされている<sup>27</sup>。また、受託者についても、「中間試案」では、「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する」という観点から、事実上信託銀行等に限定されている現状から、「公益信託の受託者はこれまでよりも広がりをもって検討することが相当であると言える」とされている。具体的な公益信託の受託者要件については、今後の法制審における議論が待たれるところではあるものの、「中間試案」での検討に照らすと、今後、公益信託の認可を通じて、ナショナル・トラスト活動に馴染まない側面を排除しつつ、その活動に目的信託を利用することが期待される。

目的信託は、他の信託類型との比較において、受益者が存在しない点に特徴があり、目的信託の受託者は、受益者に対してではなく、信託目的の達成のために忠実義務を負うものとされている<sup>28</sup>。この目的信託の構造は、ナショナル・トラスト活動に適したものであると考えられる。例えば、歴史的建造物を信託財産として、その保存を信託目的とした目的信託を組成することにより、その歴史的建造物は、受託者および委託者から倒産隔離されるのみならず、その活用においても、自らの存続のためにのみ活用されることが求められることとなる<sup>29</sup>。すなわち、こうした目的信託においては、歴史的建造物は、特定の団体・人の利益にも紐づかない、自らの存続のみを目的として管理される独立した財

---

<sup>23</sup> 一般社団法人信託協会による公益信託データベース (<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/data02.html>、最終閲覧 2017 年 12 月 8 日 (※本論文脱稿後、同データベースの URL は、[https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/search\\_entrusted/](https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/search_entrusted/)に変更されている。最終閲覧 2018 年 5 月 13 日)) によると、2017 年 12 月 28 日時点で、信託銀行等が受託している公益信託は、472 件とされている。信託の目的別には、奨学金支給が最も多い 153 件である。文化財保存を目的とするものは 3 件であり、いずれも助成金支援を内容とするものである。なお、公益的活動に対する基金として、公益信託と類似の社会的機能を有すると考えられる信託の利用形態として、特定寄附信託が挙げられる。これは公益的活動等を行っている公益法人等に対して寄付を行いたいと考える者が委託者兼受益者となり、信託銀行等を受託者として、金銭を信託するものである。受託者である信託銀行は、信託された金銭を運用し、寄付者から指定された公益法人等へ、その運用収益と元本を寄付する。信託された金銭の運用収益は非課税とされる。また、委託者兼受益者は、公益法人等への寄附金について寄附金控除または税額控除を受けることができる (一般社団法人信託協会、リーフレット「特定寄附信託」(平成 28 年 8 月発行) 参照)。

<sup>24</sup> 「中間試案」5 頁および「中間試案補足説明」32-39 頁参照。

<sup>25</sup> 信託法 259 条。公益信託の存続期間に関する議論については、後藤元「目的信託の存続期間の制限とその根拠の再検討」等を参照。

<sup>26</sup> 信託法附則 3 条および信託法施行令 3 条参照。

<sup>27</sup> 公益信託法 2 条 2 項。

<sup>28</sup> 受託者の忠実義務については、信託法 30 条において「受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならぬ」とされているが、目的信託については、同 261 条において、「受益者」が「信託の目的の達成」に読み替えられる。

<sup>29</sup> 例えば、認定 NPO 法人が、その保存を目的として、複数の歴史的建造物を所有し、管理している場合、同法人の目的の解釈によるものの、ある歴史的建造物の保存のために、他の歴史的建造物を処分することも許容される可能性がある。これに対して、例えば、同一の認定 NPO 法人が、目的信託の受託者として、複数の歴史的建造物の管理している場合、個々の目的信託においてそれぞれ特定の歴史的建造物の保存を信託の目的として設定している場合には、その法人が受託者として管理するある歴史的建造物の保存のために、同じく他の目的信託の信託財産として管理している他の歴史的建造物を処分することは、信託目的に反するものとして許容されないものと考えられる。

産となり<sup>30</sup>、これを中心とした信託法律関係が形成される。こうした法律関係は、ナショナル・トラストの目的および実態に沿ったものであると考えられる。

「中間試案」での検討での公益信託の対象の拡大は、存続期間が制限されない目的信託の対象の拡大を伴うものである。そして、存続期間が制限されない目的信託は、ナショナル・トラスト活動の目的および実態に沿った法律関係を構築のための有力な手段の一つとなるものと考えられる。また、公益信託に関する税制は、法制審の直接の検討対象ではないものの、今後、新公益信託法に対応した整備がなされるものと予想されるものであり<sup>31</sup>、新公益信託法での公益信託の対象の拡張に対応した税制上の優遇措置が期待される<sup>32</sup>。

このように、「中間試案」での検討の方向性は、今後のナショナル・トラスト活動における公益信託の意義を高めるものであると考えられる。

### 3. ナショナル・トラスト活動における新公益信託の利用例の検討

「中間試案」は、「公益信託」を「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託として、行政庁から公益信託の成立の認可を受けたもの」<sup>33</sup>、「公益信託事務」を「学芸、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する具体的な種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」<sup>34</sup>と定義した上で、公益信託の成立の認可基準のうち公益信託の目的に関する基準として、「公益信託事務を行なうことのみを目的とするものであること」とし、受託者の行なう信託事務に関する基準として、「当該公益信託の目的達成のために必要な信託事務であること」「なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする」とする<sup>35</sup>。そして、この受託者の行なう信託事務について「中間試案補足説明」は、信託事務を、①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務、②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務、③当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務の3つに分類し、公益信託の認可基準において、公益信託の受託者が行なうことのできる信託事務を①および②に限定することが相当であるとする<sup>36</sup>。ここでの公益信託事務と受託者の行なう信託事務との関係については、事務局説明では、「『公益信託事務』は公益法人認定法2条4号の『公益目的事業』と同様の概念であり、受託者が行なう個別の信託事務を束ねたものを想定」<sup>37</sup>しているものとされているが、受託者の行なう信託事務には信託財産の運用が含まれることに照らすと<sup>38</sup>、公益信託の受託者が行なう信託事務は、公益信託事務よりも広い概念であるとの指摘がなされており<sup>39</sup>、こうした「公益信託事務」と「受託者の行なう信託事務」の概念整理は今後の課題として残されている<sup>40</sup>。

そこで、公益信託の目的達成のための必要性が認められる信託事務の範囲、特に公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務の範囲が問題となるが、「中間試案補足説明」では、「美術館の運営」との関係において、「美術館内でのミュージアムショップ、カフェの営業」が「②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務」として整理されることを例として挙げている。これは、「美術館内でのミュージアムショップやカフェの営業は、①の信託事務に伴って受託者が行なうことにより、美術館利用者にとっての利便性が高められ、その結果、文化及び芸術の振興という公

---

<sup>30</sup> なお、受益者が存在しない目的信託においては、他の信託類型において期待される受益者による受託者への監督を觀念することができないことから、受託者への監督のために必要と考えられる信託法145条2項各号に掲げられる権利を委託者が有するものとみなされる（信託法261条2項）。

<sup>31</sup> 「中間試案補足説明」4頁参照。

<sup>32</sup> 認定NPO法人が受託者となり、金銭以外の財産を信託財産とし、助成事務以外の事務を信託事務とする公益信託が認められ、これに認定特定公益信託についてのものと同様の税制上の優遇措置が認められるとなった場合、税制上の取扱いの観点からは、公益信託への信託譲渡と認定NPO法人への贈与は同様のものとなると考えられる（租税特別措置法41条の18の2および70条10項参照）。

<sup>33</sup> 「中間試案」1頁。

<sup>34</sup> 「中間試案」1頁。

<sup>35</sup> 「中間試案」5頁。法制審議会信託法部会第46回会議（平成29年11月7日開催）議事録10頁（中辻幹事発言）では、ここまでの公益信託および公益信託事務の定義ならびに認可基準での公益信託の目的への言及は、重複感があるものの、パブリックコメントにかける際の読み手の読みやすさの観点からなされているものとされており、最終的な法文では、公益法人認定法のように、その認定基準を満たしたものを公益法人とするといった定義がなされる可能性が言及されている。

<sup>36</sup> 「中間試案補足説明」32-34頁参照。

<sup>37</sup> 法制審議会信託法部会第46回会議（平成29年11月7日開催）議事録2頁（福岡関係官発言）。また、「中間試案補足説明」は、「公益の増進に寄与する信託事務又は事業の種類は、その活動を営む形式が信託であるか法人であるかにより異なるものではないから、公益信託の公益信託事務として想定される具体的な種類の信託事務としては、公益法人の公益目的事業と同様なものが想定される」とする（同1頁）

<sup>38</sup> 法制審議会信託法部会第32回会議（平成28年7月5日開催）議事録12頁（道内委員発言）等参照。

<sup>39</sup> 法制審議会信託法部会第46回会議（平成29年11月7日開催）議事録21-22頁（神田委員発言）参照。

<sup>40</sup> 法制審議会信託法部会第46回会議（平成29年11月7日開催）議事録22頁（中田部会長発言）参照。

益目的の実現が増進されるものといえることから、公益目的の達成のために間接的に必要である信託事務（②）ということができる<sup>41</sup>という考えに基づくものである<sup>42</sup>。

こうした例に照らすと、歴史的建造物の公開・保存を公益信託の目的とした場合の受託者の信託事務に含まれる範囲には、当該歴史的建造物の宿泊施設としての運営も含まれる可能性があるものと考えられる。宿泊施設として利用できることは、当該歴史的建造物の訪問者にとっての利便性を高めるものと考えられるためである。こうした利便性の向上は、当該歴史的建造物が、郊外にある場合には一層大きいものと考えられる。

ただし、こうした宿泊施設としての運営は、間接的な目的達成のための必要性が認められるものであることから、それ単独で受託者の行う信託事務とすることは困難であると考えられる<sup>43</sup>。すなわち、ここでの歴史的建造物の宿泊施設としての運営は、典型的な例として、一般公開に伴うものであることが求められることとなるが、宿泊施設としての運営は、宿泊客のプライバシー確保の要請から、一般公開と抵触する側面があることも否定できない。そのため、ここでの歴史的建造物には、一般公開と宿泊者のプライバシーの確保を両立しうる構造を持った、ある程度の規模が求められることとなると思われる。

このように考えると、例えば、小規模な町家について、宿泊施設としての運営を信託事務に含む公益信託を設定することには、困難があるものと思われる。しかし、このような小規模な町家であっても、複数の町家を信託財産とし、信託の目的を、歴史的景観（歴史的建造物群）の保存とすることで、それぞれの町家の宿泊施設としての運営を、公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務として整理する可能性もあるのではないかと考えられる。歴史的景観、すなわち、こうした町家の外観を要素として構成される空間（地域）において、その構成要素である町家が宿泊施設として利用できることは、その空間（地域）への訪問者の利便性を高める関係が認められるのではないかと考えられるためである<sup>44</sup>。

#### 4. 最後に

これまで検討したように、「中間試案」での検討の方向性は、ナショナル・トラスト活動における公益信託の利用可能性を拡大するものと考えられるものであり、今後の法制審での公益信託法の見直しの議論の動向を把握するとともに、適宜、ナショナル・トラスト活動の観点からの意見発信をすることも重要となるものと考えられる<sup>45</sup>。また、これと併

<sup>41</sup> 法制審議会信託法部会第32回会議（平成28年7月5日開催）部会資料32「公益信託法の見直しに関する論点の検討(1)」9頁。

<sup>42</sup> こうした信託事務の判断は、あくまでも公益信託の目的と相関的になされるものであり、美術館でのミュージアムショップ等が常に公益目的の達成のために間接的に必要な信託事務として認められるものではないことには注意を要する。内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」の「【補足】横断的注記」では、「収益事業等は明確に区分する必要がある。（例えば、博物館で売店事業や食堂事業を営む場合、当該事業は博物館事業とは区分する必要がある）」と、収益事業等の例示として博物館での売店事業等が挙げられている（参考「公益目的事業のチェックポイントについて」に関する意見も参照）また、筆者が、内閣府および都道府県が運営する「公益認定 information」

（<https://www.koeki-info.go.jp/>）の電話相談窓口へ問い合わせたところ、公益法人での公益目的事業の判断に関するものとして、一般的には、ミュージアムショップ等も収益を目的としたものと考えられるものであり、公益目的事業には含まれないと考えられる旨の回答がなされた。

<sup>43</sup> 法制審議会信託法部会第32回会議（平成28年7月5日開催）10頁（本関係官発言）でも、「信託事務を行うに当たって収入があるかどうかを考慮しませんが、当該信託事務自体が公益目的の達成に資することが必要であると考えております。例えばでなければ、公益的な活動の資金に充てる目的であったとしても、公益目的と関連なく不動産の賃貸を行うといった信託事務を行う場合には、そういった信託事務は除外されるということになります」とされる。また、参考として、「公益認定 information」の電話相談窓口への問合せでは、宿泊施設としての運営は、例えば、住居の確保が困難な社会的弱者に対して、低廉な費用で宿泊場所を提供するといった場合であれば、公益目的事業に該当すると考えられるが、一般的には、収益を目的としたものであると考えられること、また、民間企業でも営むことができると考えられることから、公益目的事業に該当しないと考えられる旨の回答があった。ただ、別荘等の歴史的建造物については、宿泊はその本来の用途に沿ったものということができ、例えば、公開の延長上として整理することで、公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務ではなく、公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務として整理する可能性を検討することも否定されないのではないかと考えられる。

<sup>44</sup> 歴史的建造物や、これらにより構成される歴史的景観の中に滞在し、時間を過ごすことは、単なる訪問者の利便性だけでなく、訪問の目的となる価値そのものと深く結びつたものであるとも考えられる。こうした観点から、例えば、博物館内で営業されているカフェでのコーヒーと、歴史的建造物として一般公開されている邸宅内で営業されているカフェでのコーヒーとでは、その意味が異なるものと考えられる。なお、註43も参照。公益信託の受託者の信託事務の整理に際しては公益を基礎づける価値の検討も重要であるものと思われるものであり、本文のような表面的な目的・手段の検討では、公益信託により真に実現すべき公益の把握し損ねる虞があることには注意が必要である。

<sup>45</sup> 2018年1月9日から2月19日の期間で、「中間試案」に対するパブリックコメントの受付がなされている（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900344.html>、最終閲覧2018年1月14日）

せて、ナショナル・トラスト活動において保存・保護の目的としているものが有する価値の理解の深化に努めることも重要であると考えられる。公益信託は、公益実現という目的に対して合目的な制度であるためである。

(丁)